

2. 地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている / 担い手はいるが十分ではない / 担い手がいない

3. 将来の農地利用のあり方

コメント

個人での営農が困難になればいずれ担い手に集積・集約化していく見込みである。

4. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針

コメント

農地の出し手は、原則として農地中間管理機構を活用する

5. 近い将来農地の出し手となる者と農地

氏名	年齢	現状 (H29年度)		計画 (R3年度)		利用しなくなる農地面積	農地中間管理機構への			備考 (今後の役割等)
		作物	規模 (ha)	作物	規模 (ha)		貸付希望の有無	農地面積	貸付時期	
G	76 歳	水稻・野菜	0.16	野菜	0.02	0.13	有	0.13	H29以降	
H	81 歳	水稻・野菜	0.16	野菜	0.16	0.49	有	0.49	R4済	
I	81 歳	酒米・野菜	0.67	野菜	0.07	0.6	有	0.6	R4済	
J	73 歳	酒米・野菜	0.53	水稻・野菜	0	0.53	有	0.53	H29以降	
K	80 歳	黒大豆	0.08	野菜	0.08	—	有		H27済	
L	93 歳	水稻・野菜	0.34	野菜	0.06	0.27	有	0.27	R4済	
M	83 歳	酒米・黒大豆	1.05	水稻・野菜	0	1.05	有	1.05	R4済	
N	74 歳	水稻・野菜	0.55	水稻・野菜	0	0.55	有	0.55	H29以降	一部貸付済
O	77 歳	水稻	0.19	水稻・野菜	0	0.19	有	0.19	R4済	

6. 今後の地域農業のあり方(地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めて)

取組事項	対応	コメント
生産品目の明確化		1. 6次産業化—農地を集約することにより、契約栽培等の拡大に取り組む。 2. 高付加価値化—減農薬・減化学肥料による水稻の栽培を行い、高付加価値化を図る。 3. 低コスト化—農地の集約による経営の大規模化と効率化を行い、単収の向上と生産コストの削減を図る。
複 合 化		
6 次 産 業 化	○	
高 付 加 価 値 化	○	
新 規 就 農 促 進		
そ の 他 (低コスト化)	○	

(別紙)

近い将来農地の出し手となる者の農地

R3年度までに貸付等が予定されている農地									R4	
耕地番号	地目	集落	字 地名 地番		貸付等の区分(面積a)			予定年度	農地中間管理機構 への貸付を予定	貸付実施済農地
					利用権設定	作業委託	売渡			
	田	糺屋	カキ	252	15.2			H29以降	有	
	田	糺屋	ヒコザウマイ	26	4.2			H29以降	有	済
	田	糺屋	カキ	225	9.8			H29以降	有	済
	田	森本	タノグチミ	750	28.4			H29以降	有	済
	田	糺屋	ヤマダ	315	19.4			H29以降	有	済
	田	糺屋	ヤマダ	318	8.3			H29以降	有	済
	田	糺屋	ヤマダ	319	37.9			H29以降	有	済
	田	糺屋	マダ	374-1	11.7			H29以降	有	
	田	糺屋	マダ	399	24			H29以降	有	
	田	糺屋	マダ	423	17			H29以降	有	済
	田	糺屋	ヤマダ	287-1.2	31.6			H27済	有	済
	田	糺屋	マダ	258	7.5			H29以降	有	済
	田	糺屋	サノカ仔	64-1		9.3		H29以降	有	済
	田	糺屋	キナナ	168-1		6		H29以降	有	済
	田	糺屋	カキマ	184-1		3.4		H29以降	有	済
	田	糺屋	カキマ	187		11		H29以降	有	済
	田	糺屋	カキ	229		20		H29以降	有	済
	田	糺屋	チョウダ	79・82-1	6.8			H29以降	有	
	田	糺屋	トバタ	106	10.4			H29以降	有	
	田	糺屋	サノカ仔	66・67	11.1			H29以降	有	済
	田	糺屋	サノカ仔	71-1	12.8			H29以降	有	済
	田	糺屋	チョウダ	93-1・8	26.3			H29以降	有	済
	田	糺屋	イソ	108	6			H29以降	有	
	田	糺屋	イソ	113	30.6			H29以降	有	済
	田	糺屋	カキマ	176-1・2	8			H29以降	有	済
	田	糺屋	ヒコザウマイ	3-1		8		H29以降	有	済
	田	糺屋	ヒコザウマイ	3-2		35		H29以降	有	済
	田	糺屋	ヒコザウマイ	14		3.9		H29以降	有	済
	田	糺屋	ヒコザウマイ	16		8.3		H29以降	有	済
	田	糺屋	カキ	227		12		H29以降	有	済
	田	糺屋	カキ	241		7.7		H29以降	有	済

実質化された人・農地プラン追加事項

市町村：多可町

集落名：中区糶屋

1.対象地区の現状

①地区内の耕作面積	25.5 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	25.5 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	4.0 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.7 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.3 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	5.6 ha
(備考)	

2.将来の農地利用のあり方

取組事項	対応	具体的な取り組み
担い手に集積、集約化する	○	今後、高齢化等で耕作ができなくなる農地について、地域の中心経営体に集積・集約化を進めていく。
担い手の分散錯圃を解消する	○	担い手間で調整を行い、農作業の効率化を図れるよう集約化を進めていく
新規参入を促進して、新規参入者に集積集約化する	○	新たな担い手となれるよう地域が協力して若手就農者を支援する
耕作放棄地を解消する	○	耕作放棄地が発生しないよう、担い手を中心に農地を守っていく。

3.2 についての農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応	具体的な取り組み
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	左記のとおり中間管理機構を活用し、地域農地の保全に努める
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	